

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

1 普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織されることを明確化すること。（第八十九条第一項関係）

2 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使することを明確化すること。（第八十九条第二項関係）

3 2の議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことを明確化すること。（第八十九条第三項関係）

二 地方議会に係る手続のオンライン化

1 普通地方公共団体の議会又は議長（2において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち第六章（第百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができ、る情報が記載された紙その他の有体物（2において「文書等」という。）により行うことが規定さ

れているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。 (第百三十八条の二第一項関係)

2 議会等が行う通知のうち第六章(第百二十三条第四項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るものとする。 (第百三十八条の二第二項関係)

3 1又は2の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する第六章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する法令の規定を適用するものとする。 (第百三十八条の二第三項関係)

4 1又は2の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなすものとする。 (第百三十八条の二第四項関係)

第二 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとする。 (第二百三條の二第四項関係)

第三 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

一 指定公金事務取扱者制度の創設

1 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定するものに、公金事務を委託することができるものとする。 (第二百四十三條の二第一項関係)

2 普通地方公共団体の長は、1による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならないものとする。 (第二百

四十三條の二第二項関係)

3 指定公金事務取扱者は、1により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができるものとする。この場合において、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならないものとする。 (第二百四十三条の二第五項関係)

4 3により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするとき限り、その一部の再委託をすることができるものとする。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならないものとする。 (第二百四十三条の二第六項関係)

5 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならないものとし、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとするほか、監査委員は、会計管理者に対し報告を求めることができるものとする。 (第二百四十三条の二第八項から第十項まで関係)

6 指定公金事務取扱者は、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないものとし、普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができるほか、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。 (第二百四十三条の二の二関係)

7 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、1による指定を取り消すことができるものとする。 (第二百四十三条の二の三関係)

ア 1の政令で定める者に該当しなくなったとき。

イ 6に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

ウ 6による報告をせず、又は虚偽の報告等をしたとき。

エ 6による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は6による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 指定公金事務取扱者に対する公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託

1 普通地方公共団体の長が一の1によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。 (第二百四十三条の二の四関係)

2 普通地方公共団体の長が一の1によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるもののいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。 (第二百四十三条の二の五関係)

ア 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

イ その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

3 普通地方公共団体の長が一の1によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。 (第

二百四十三条の二の六関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 施行期日等

一 この法律は、令和六年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の一及び第五の二に関する規定については公布の日から施行するものとする。 (改正法附則第一条関係)

二 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、指定公金事務取扱者の指定をすることができるものとする。 (改正法附則第二条第二項関係)

三 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者に当該事務を行わせることができるものとする。 (改正法附則第二条第三項関係)

四 その他所要の経過措置を規定するものとする。

五 関係法律について所要の改正を行うものとする。